

### 異動の時期は国民年金の届け出が必要です

結婚や就職、転職、退職などで、国民年金第1号被保険者に変更になった方は、2週間以内に届け出が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

☎大河原年金事務所  
0224-51-3111  
健康推進課 ☎22-1362  
日本年金機構ホームページ  
http://www.nenkin.go.jp

#### ■国民年金の手続き

	こんなとき	変更後の種別	手続き先
第1号被保険者 (学生・自営業者など)	就職して厚生年金などに加入した	第2号被保険者	勤務先
	結婚などで厚生年金などに加入している配偶者に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
第2号被保険者 (会社員・公務員など)	お勤め先を退職した	第1号被保険者	健康推進課 国民年金相談係
	退職したあと、厚生年金などに加入している配偶者に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
第3号被保険者 (第2号被保険者に扶養されている配偶者)	収入増加などで配偶者に扶養されなくなった	第1号被保険者	健康推進課 国民年金相談係
	厚生年金などに加入していた配偶者が退職した		
	配偶者が65歳になり第2号被保険者ではなくなった	第2号被保険者	勤務先
	就職して厚生年金などに加入した	第3号被保険者	配偶者の勤務先

※日本国内に居住している20歳から60歳までの方は、国民年金の被保険者です。  
※市役所での手続きが必要なもの(基礎年金番号などが分かるもの・印鑑・資格喪失証明書・運転免許証などの身分証明書)

### マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります

3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の制度が始まります。マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、スマートフォンやパソコン(カードリーダーが必要)を使ったマイナポータルサイトでの事前登録が必要です。  
※マイナンバーカードのカードリーダーが設置された医療機

関の窓口で確認できます。それ以外の窓口では、引き続き保険証をお使いください。

**マイナンバーの問い合わせ先**  
●受付時間  
平日 9:30～20:00  
土日祝日 9:30～17:30  
☎マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178  
**保険証の問い合わせ先**  
☎健康推進課 ☎22-1362

### 高齢者タクシー利用助成券を交付します

公共交通機関を利用できない満65歳以上の在宅高齢者の方に、タクシー料金の一部を助成します。

●対象 要介護3以上の認定を受けている方で市民税非課税の方  
●助成内容 助成券は1カ月あたり2枚(1枚500円分)を単位として交付します。

ただし、施設入所者や3カ月以上の入院、障害者を対象とした重度心身障害者移動サービス利用助成券の交付を受けている方は利用できません。

●申請に必要なもの ①印鑑、②介護保険被保険者証  
●申請場所・期間  
①長寿課(総合福祉センター内) 3月22日(月)～8:30～17:15(土・日除く)  
②市民課(市役所1階) 4月7日(水)～8:30～17:15(土・日除く)  
※例年行っていた特設窓口(市役所1階)は開設しません。  
※助成券の利用は4月1日からです。申請が遅れると、1カ月単位で助成券の交付枚数が減るのでご注意ください。  
☎長寿課 ☎22-1361

#### 「しろいし安心メール」登録方法

「shiro-i@mpx.wagmap.jp」あてに空メールを送信するか、右のQRコードからご登録ください。



### 市民課・税務課の休日窓口を開設および平日窓口を延長します

●日時  
・3月27日(土)9:00～16:00  
・4月1日(木)17:15～19:00  
●取扱内容 ①住民異動届(転入・転出・転居など)、②印鑑登録、③住民票・戸籍謄抄本・印鑑証明などの交付、④マイナンバーカードの受け取り(予約

制)、⑤所得証明などの交付  
※内容によっては、取り扱いできないものもあります。事前にお問い合わせください。  
●持ち物 マイナンバーカード・運転免許証・保険証などの身分証明書  
☎市民課 ☎22-1312  
税務課 ☎22-1313

### 重度心身障害者移動サービス利用助成券を交付します

心身に重度の障がいがある方の社会参加を促進するため、移動サービス利用助成券を交付します。タクシー券か燃料券の一方を選択してご利用ください。

●助成内容  
・タクシー券 1カ月当たり2枚を助成(1枚500円分)  
・燃料券 1カ月当たり1枚を助成(1枚1,000円分)  
※燃料券の利用には、車の名義人、運転される方の制限がありますのでご注意ください。

●対象者  
①身体障害者手帳をお持ちで「1級」、「2級」の方  
・部位別等級が「3級」の方(肢体不自由の下肢、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫障害、肝臓の機能障害に限る)  
②療育手帳「A」の方  
③精神障害者保健福祉手帳「1級」、「2級」の方  
※所得制限の条件があります。また、施設入所者や3カ月以上の医療機関入院者、高齢者対象の高齢者タクシー利用助成券交付者は除きます。

●申請に必要な物 ①印鑑、②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか、

③自動車検査証、④運転免許証(③④は燃料券を選択した場合)  
●申請受付場所および受付開始日  
①福祉課 4月1日(木)～  
②市民課 4月7日(水)～  
※市民課はタクシー券のみの受付になります。受付は8:30～17:15(平日のみ)。  
※助成券は申請した月単位で発行になります。

●休日窓口開設  
●日時 3月27日(土) 9:00～16:00  
●場所 市役所4階大会議室

●燃料券希望時の注意事項  
①助成の対象となる自動車は、障がい者の方が所有する自動車となります。  
※療育手帳Aをお持ちの方や18歳未満の障がい者の方は、同居する家族の所有する自動車も対象。  
②障がい者本人以外の方が運転する場合は、次の条件に該当し同居する家族の方が運転することが条件です。  
・身体障害者手帳、療育手帳の「鉄道旅客運賃減額」の種別が「1種」の方・精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方・18歳未満の障がい者の方  
☎福祉課 ☎22-1400

### 紙上からお礼申し上げます

生活基盤の整備や福祉事業などのため、次の方々からご寄付をいただきました。(敬称略)  
亙理 達、東北電力ネットワーク株式会社白石電力センター 所長 菊池 保、株式会社ユアテック白石営業所 所長 佐藤秀雄

### 新生児子育て応援特別給付金の申請期限

白石市新生児子育て応援特別給付金の申請期限は、4月14日(水)です。3月に出産される方などは、申請期限にご注意ください。

●支給対象者  
令和2年4月28日から令和3年3月31日の間に出生し本市に住民登録をした新生児の母で、令和2年4月27日から引き続き本市に住民登録がある方  
●給付金額 新生児1人につき10万円  
●申請期限 4月14日(水)  
●申請方法 出生届を提出後、該当する方に申請書を郵送しています。申請書に記入し返送してください(当日消印有効)。  
☎新型コロナウイルス対策室 ☎26-8228

3月は  
市県民税(6期)  
国民健康保険税(9期)  
後期高齢者医療保険料(9期)  
介護保険料(13期)  
の納期です

#### 「夜間収納総合窓口」開設

●日時 3月25日(木) 17:15～19:30  
●場所 収納管理室・会計課・建設課

■人口 33,064人(前月比) -18人  
男16,216人 女16,848人  
■出生件数 7件 ■死亡件数 40件  
■世帯数 14,260世帯 ※住民基本台帳から、1月31日現在

市内の交通事故 1月1日～31日 ※()は1月からの累計  
■発生件数 59件(59件) ■死亡者数 0人(0人)  
■負傷者数 2人(2人) ■物損件数 58件(58件)  
■飲酒運転摘発者数 0人(0人)

※住民基本台帳法の改正により、平成24年7月末からの人口は外国人住民を含めた人数を掲載しています。